

加古川市人権文化センター使用許可申請書

加古川市長 様 第 号
令和 年 月 日

申請者 住所(所在地)
法人又は団体名
氏名(代表者名)

加古川市人権文化センターの使用の許可を受けたいので、加古川市人権文化センターの設置及び管理に関する
条例第6条の規定により、次のとおり申請します。

使用目的							
使用責任者		連絡先					
使用する設備		持込する器具					
No.	使用年月日	使用室名	使用時間	使用人数	冷暖房	※使用料	
1	令和 年 月 日		時 ～ 時		要・不要	円	
2	令和 年 月 日		時 ～ 時		要・不要	円	
3	令和 年 月 日		時 ～ 時		要・不要	円	
4	令和 年 月 日		時 ～ 時		要・不要	円	
※使用料		合計	円	※減額免除	規則第5条第1項第 号該当		

※欄は記入しないでください。
市確認欄 ☐ 受付番号 ☐ 領収日・市長印 ☐ 裏面確認事項
☐ 申請者欄 ☐ 許可書団体名
☐ 連絡先 ☐ 減免適用可否

きりとり線

加古川市人権文化センター使用許可書兼領収書

第 号
令和 年 月 日
様

加古川市長 岡田 康裕

申請のあった加古川市人権文化センターの使用については、次のとおり許可する。

使用目的							
使用責任者		連絡先					
使用する設備		持込する器具					
No.	使用年月日	使用室名	使用時間	使用人数	冷暖房	※使用料	
1	令和 年 月 日		時 ～ 時		要・不要	円	
2	令和 年 月 日		時 ～ 時		要・不要	円	
3	令和 年 月 日		時 ～ 時		要・不要	円	
4	令和 年 月 日		時 ～ 時		要・不要	円	
※使用料		合計	円	※減額免除	規則第5条第1項第 号該当		
・使用後は清掃すること。 ・ゴミは持ち帰ること。 ・使用後は原状復旧すること。 ・最後は事務所員と確認すること。 ・北・南側駐車枠は前から駐車すること。			使用料として、上記記載の金額を領収しました。 年 月 日 取扱者 人権文化センター所長 名生 孝徳				

※ 使用時間は正時から一時間単位です。

表面の使用に関して、以下の項目について確認しました。

	確 認 項 目	チェック
1	公序良俗に反するおそれがある活動ではありません。	
2	営利を目的とした事業（商品やサービスの宣伝・販売・展示、会員の募集・勧誘）を行いません。 営利を目的とした事業のための使用ではありません。 講師の立場での使用ではありません。	
3	施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがある使用ではありません。	
4	人権文化センターの管理運営上支障があるような使用ではありません。	
5	加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなる使用ではありません。	

加古川市人権文化センター使用者心得

- センター設備の使用に関し、次の事項に該当する場合は使用を許可しません。
 - 公序良俗に反するおそれがあるとき。
 - 営利を目的とする事業を行うこと。又は、その事業のため利用しようとする。
 - 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - その他人権文化センターの管理運営上支障があるとき。
- 使用者は、次の事項を守ってください。
 - 使用する施設の収容人員は、所定の人員の範囲内とすること。
 - 所定の場所以外で、飲食したり、火気（喫煙を含む）を使用しないこと。
 - 許可を受けずに、人権文化センター内に張紙、くぎ打ち等をしないこと。
 - 許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。
 - 許可を受けずに、附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
 - 騒音、放歌、暴力行為等他人に迷惑をかけること。
 - その他職員の指示に従うこと。
- 次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことがあります。
 - 条例又は関係例規に違反したとき。
 - 使用の目的又は許可の条件に違反したとき。
 - 申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - その他管理上支障があるとき。
- 使用中において施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。
- 人権文化センター駐車場の指定枠以外に駐車しないでください。駐車場での事故及びトラブル等については、一切責任を負いません。

【注意事項】

既納の使用料は原則として還付できませんが、次の場合は使用料の全部または一部を還付できます。

- 天災地変や人権文化センター側の理由などにより、施設の使用ができなくなったとき（使用料の全額）
- 使用日の1ヶ月前までに取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき（使用料の10分の8に相当する額）
- 使用日の2週間前までに取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき（使用料の10分の5に相当する額）